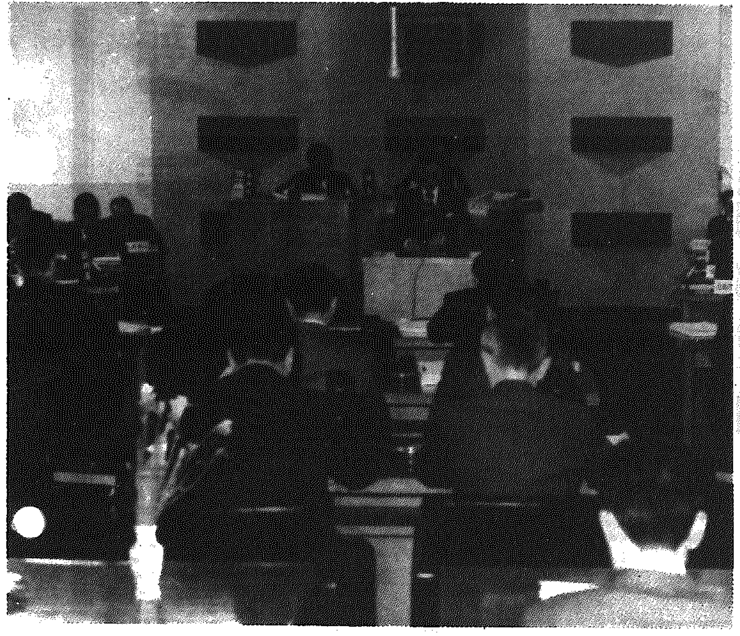

三月定例議会から

五十四年度一般会計　補正九回目で三十億円の大台を超す

昭和五十五年、初の定例議会が開かれたことは前号で、お知らせしたとおりですが、五十五年度一般会計・各特別会計を省略し、そのほかの議案内容の要旨と、請願陳情の決議などをお知らせします。

まず、五十四年度一般会計予算は今回の補正により、史上初めて三十億円の大台を超し、歳入、歳出それぞれ三十億八千六百万八千円にふくれあがり、このおもな要因は健全財政を堅持するとともに長期的展望に立ち基金積立を行ったもので、総合庁舎建設基金五千万円、財政調整基金三千四百万円、減積基金二千万円などとなっています。

このほかの議案として、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正など、提出三十二議案はいずれも原案どおり可決され「激動、インフレ、資源不足」いろいろな言葉で形容される、一九八〇年代へスタートしました。

また、請願四件、陳情三件もそれぞれ次のような審議結果となっています。

二十一日に行われた一般行政に対する質問には三名の議員が演壇に立ち「大野市場移転に関する諸問題」などについて、町長の見解を正しました。

おもな議案内容

○人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて。

●倉井宗治氏が任期満了のため後任に、鳥原本村の赤沼教正氏を人権擁護委員として、法務大臣に推せんすること。

○寺地保育所（仮称）建設基金条例等の廃止について。

●寺地保育所建設基金条例外五件について、それぞれ事業が完了し、設置目的を達成したので条例を廃止するもの。

○町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正。

●今日の経済情勢に対応したものとするため、運賃・日当・宿泊料などが引き上げ。

○町報酬額及び、費用弁償並びにその支給方法及び、地方自治法による実費弁償に関する条例の一部改正。

●今日の経済情勢に対応したものとするため、職員の出張の際、運賃・日当・宿泊料などが引き上げ。

○町特別職の給与並びに旅費に関する条例の一部改正。

●今日の経済情勢に対応したものとするため、旅費額等を引き上げ。

○町職員の旅費に関する条例の一部改正

●今日の経済情勢に対応したものとするため、出張などの際、航空賃を新たに加えるほか、運賃・日当・宿泊料などを引き上げ。

○町職員定数条例の一部改正

●板井保育所新設により、町部局の職員一三二人を一三九人に改正。

○町有財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の制定

●町有財産の公共・公益的目的の用に供する場合の交換・譲与無償貸付等の処理を適正にし、事務の円滑を図るため、条例を制定。

（条文は省略）

○町文化財保護条例の全部改正。

●社会情勢に供応して、国・県の法律も過去改正されていることとあわせ、本町の文化財保護並びに、緒立史跡を有する実情などを勘案し、条例整備の必要が生じたため全部を改正するもの。

（条文は省略）

○町総合体育館設置及び管理条例の一部改正。

●総合体育館の使用料の使用時間区分を一時間単位に区分し、使用料も実情に合せ改正するもの。

例体育及びレクリエーションの普及振興のために専用する場合。

・入場料徴収する場合

　競技場　二千円　武道場千円

＊営利または営業を目的とする場合

・競技場　一万五千円

・武道場　四千円　など

（詳細は省略）

○町消防団員の定員・任免・給与服務等に関する条例の一部改正。

●消防団長及び消防副団長の年報酬を改正。

・団長年額　六万円に

・副団長年額　四万二千円に

○町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正。

●新潟県消防団員等公償組合において、団員の退職報償金の支給額が改正されたため。引き上げ。

例団員勤務年数三十年以上の者、三十四万円

（詳細は省略）

○町火災予防条例の一部改正

●火を使用する、設備器具の具体的な設置方法等を示し、火災予防上必要な事項を改正。

（条文は省略）

○昭和五十五年度支払水稲無事戻金を次のとおりとしたいので、議会の議決を求めるもの。

●支払対象年度　五十二〜五十四年度

・支払対象者数　六九〇名

・支払額　三百十三万三千百六十七円

・町負担　二百二十八万七千二百十二円

・県連合会へ請求する額　八十四万五千九百五十五円

○昭和五十五年度町農業共済事業特別会計特別積立金取りくずしについて。

●水稲損害防止費用にあてるため、農作物勘定・三百六十六万円を取りくずしたいので、議会の議決を求めるもの。

○昭和五十五年度町農業共済事業特別会計事務費賦課総額取び賦課単価を次のとおりとしたいので、議会の議決を求めるもの。

●事務費賦課総額　百九十一万円

・水稲共済割

　一〇アール当り　百五十円

・麦共済割

　一〇アール当り　百五十円

・家畜共済割

　加入共済金額の、〇・五%

・均等割　一戸当り　一〇〇円

○町道路線の認定について

●善久十六号線など、九路線を町道に認定。

○町道路線の変更認定について

●交通安全施設事業で、須上線に歩道が完成したため、町道として変更認定するもの。

○国民健康保険事業運営基金の設置に関する条例の一部改正

●国民健康保険給付に要する費用または運用資金にあてるために、県国保連合会に基金積立てを行うため、基金に属する財産を改正するもので、百二十三万円を百三十七万円に改正。

○町国民健康保険条例の一部改正について。

●助産費・育児手当金・葬祭費をそれぞれ増額するため改正。

・助産費　六万円〜八万円に

・育児手当金　六千円〜一万円

・葬祭費　一万五千円〜二万円

○町立保育所条例の一部改正について。

●四月一日から新たに板井保育所を開設するため。

○町児童遊園設置条例の一部改正について。

●中ノ口川河川敷地を利用して児童遊園を設置するため、条例の一部を改正したもの。

○昭和五十四年度一般会計補正予算（第九回）

●総合庁舎建設基金積立など、一億六千六百十二万七千円を増額し、歳入・歳出予算総額を、三十億八千六百万八千円に。

○昭和五十四年度国民健康保険特別会計補正予算（第三回）

●療養給付費など一千十四万四千円を減額し、歳入・歳出予算総額を五億三千八百三十万七千円に。

○昭和五十四年度水道事業会計補正予算（第五回）

（予算の内容省略）

○昭和五十四年度ガス事業会計補正予算（第五回）

（予算の内容省略）

○昭和五十五年度一般会計予算、

●歳入・歳出総額それぞれ、二十七億五百六十万円に。

○昭和五十五年度国民健康保険特別会計予算

●歳入・歳出総額それぞれ、五億六千四十万七千円に。

○昭和五十五年度農業共済事業特別会計予算

●収入（事業収益）支出（事業費用それぞれ、五千百六十三万六千円に。

○昭和五十五年水道事業会計予算

●収入（事業収益）二億三千八百二十九万円、支出（事業費用）二億一千百八十八万三千円

収入（資本的収入）一億九千五百五十万円、支出（資本的支出）二億七千三百十八万五千円に。

○昭和五十五年度ガス事業会計予算。

●収入（事業収益）二億七千三十七万一千円、支出（事業費用）三億四百十八万三千円

収入（資本的収入）三千八百六十三万九千円、支出（資本的支出）七千百七十八万二千円に。

○意見書の提出

靖国神社参拝に関する意見書の提出。　決議

請願

一号　町道小平方四号線と黒鳥三十号線を結ぶ中にある、旧町道小平方、木場線の町道認定及び改良整備。　継続審査

二号　町道・仲町・七区・八区・新田町線の一方通行実施反対　採択

三号　町道・仲町・七区・八区・新田町線の片側交互駐車の実現。　継続審査

四号　町道山田〜寺地線及山田一号線の拡幅舗装。　採択

陳情

一号　黒鳥地内の道路五路線の改良舗装。　採択

二号　靖国社公式参拝に関する意見書の議決。　採択

三号　新潟交通社線白根駅貨物取扱廃止に対する反対決議。　継続審査

指定金融機関が交替

黒埼町指定金融機関は、二年毎に交替することになっており、本年四月一日より第四銀行から大光相互銀行に替り、従って役場会計課窓口も交替しましたので、お知らせします。

心配ごと相談の利用を、毎週土曜午後1時から役場二階